

首都圏中央連絡自動車道 五霞高架橋(下部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書「4-2 配置技術者の工事経験」	<p>競争参加資格確認申請書において配置技術者の氏名記載を求められておりませんが、特記仕様書「4-2 配置技術者の工事経験」に配置技術者に必要な工事経験が定められています。</p> <p>契約後に配置技術者を届け出る際に、配置技術者の経験工事の完成・引き渡し時期は、下記①～③の何れの制約を受けるのか、ご教示願います。</p> <p>①公告日時点で、配置技術者の経験工事の完成・引き渡しが完了している必要がある。</p> <p>②審査基準日(競争参加資格確認申請書の提出期間の最終日)時点で、配置技術者の経験工事の完成・引き渡しが完了している必要がある。</p> <p>③配置技術者を現場に配置する前までに、配置技術者の経験工事の完成・引き渡しが完了していれば良い(例えば、入札日～契約日までの間に、経験工事の完成・引き渡しが完了していれば、配置技術者として認められる)。</p>	<p>配置技術者の工事経験については、本件工事の工期の開始の日までに、完成及び引き渡しが完了している必要があります。</p>